

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月13日から同年7月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社D支店に入社し、平成13年8月31日までの期間、同社に勤務していたが、同社C支店に異動した昭和50年3月13日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る職員台帳、国民健康保険組合から提出のあった申立人に係る加入記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年3月13日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和50年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和51年6月27日にA社に入社し、平成19年1月31日に退社するまでの期間、同社に勤務していた。しかし、昭和52年11月の同社の分社化に伴い、B社に転籍した際の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間が空白となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社の元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和52年11月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の昭和52年9月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年11月1日に被保険者資格を取得している元従業員は申立人を含め26人確認できるが、新規採用等の7人を除く19人とも、申立期間の被保険者記録に空白が生じていることから、A社において、厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が、同社における資格喪失日を同日とすべきところを同年10月30日として届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る昭和 52 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和49年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和49年6月20日までC社D営業所に勤務し、翌日から社命により同系会社（社長は同一人）であるA社B営業所に転勤して継続勤務したので、厚生年金保険の年金記録に空白期間があるはずがない。年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カードの記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、C社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和49年6月21日にC社D営業所からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 兵庫厚生年金 事案 4772 (事案 4417 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 15 日から同年 5 月 17 日まで

私は、申立期間も引き続き A 社の跡地で勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

前回、貴委員会では、勤務先を B 事業所及び C 事業所として調査しているが、申立期間の勤務地からすると D 事業所であったと思うので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が当該期間の前後に所属していた B 事業所及び C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) において申立人の前後 3 ページに記載され、申立期間において厚生年金保険の加入記録を有する 11 人に文書照会したが、回答のあった 7 人は、いずれも申立人のことを記憶していないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) によると、申立人は、申立期間直前の昭和 26 年 3 月 15 日に B 事業所で同被保険者資格を喪失し、その後、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で同年 5 月 17 日に C 事業所で同資格を再取得していることが確認できること、iii) E 県に保存されている事業所に係る関係書類を調査したが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年 10 月 24 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「貴委員会では、前回、勤務先を B 事業所及び C 事業所として調査しているが、申立期間の勤務地からすると、D 事業所であったと思うので、再調査してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、E県から提供のあった昭和26年4月分の給与関係書類によると、申立人は、同年3月14日に事業所を退職していることが確認できる上、同県から提供のあった人事記録によると、申立人は事業所に同年5月17日に雇入れされていることが確認でき、申立人の当該退職日及び雇入日は、事業所に係る被保険者名簿における申立人の資格喪失日（退職日の翌日）及び資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の勤務地からすると、勤務先は、D事業所である。」と主張しているが、E事務センターは、「適用事業所名簿によると、D事業所という名称になったのは昭和28年9月1日であり、それまではF事業所という名称であった。したがって、申立人の申立期間における勤務先は、同事業所である。」と回答しているところ、同事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名を確認することができない。

さらに、F事業所に係る被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が判明した96人に照会したところ、回答のあった55人（申立人が主張しているA社の跡地で勤務していたと回答のあった二人を含む。）とも、「申立人を記憶していない。」としている上、当該55人のうち、自身の被保険者記録について不自然であると供述した者はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をA共済組合により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
昭和 50 年 4 月に、B社に入社し、C支店に配置され、60 年 3 月 31 日まで勤務した。しかし、A共済組合の年金記録は同年 1 月 1 日までとなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社C支店に、昭和 60 年 3 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶する元同僚は、「申立人のことは記憶にあるが、勤務期間については不明である。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける証言は得られない。

また、B社C支店に係る資料等を管理するD社は、「申立人に係る当時の資料の保管は無く、不明である。A共済組合の存続組合であるE企業年金基金にも照会したが、申立人に係る資料は無いと回答をもらっている。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る掛金をA共済組合により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合の組合員として申立期間に係る掛金をA共済組合により給与から控除されていたと認めることはできない。